

○飛鳥井議長 それでは、皆様お揃いということですので、始めたいと思います。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから第30回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

なお、お断りですが、菊池構成員につきましては、所用のため会議を欠席されるとの連絡を受けております。また、総務省の構成員にあつては、新型コロナウイルス対応のために会議を欠席されるとの御連絡を受けております。また、内閣府の構成員にあつては、所用のため少々遅れるという御連絡を受けております。

本日の議事に入る前に御報告することがございます。前回の会議で構成員から御発言があったもののうち、矯正施設内における加害者に対する損害賠償に関する指導について、及び死刑執行に関する通知制度については、法務省が4月の会議の議題であります被害者等の視点を踏まえた加害者処遇の充実において取り扱う予定とのことでございます。その旨、御了承いただければと思います。

それでは、まず本日の議事及び配布資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。

まず、前回の会議で、太田構成員から、前回会議の資料3の整理案がそのまま公表された場合、不正確な内容を含む要望意見について、その内容がそのまま理解されてしまうおそれがあるのではないかとといった趣旨の御指摘をいただきました。

既にお配りした資料の内容そのものを大きく修正することはできませんので、警察庁のウェブサイトにおいて、前回の会議の資料3を公表する際に、注意書きとしまして、「資料3における要望事項欄は御提出いただいた要望意見の誤字・脱字等を修正した上で掲載したものであり、不正確な部分があると思われるものについてもそのまま掲載しています。」と付した上で公表することとしました。そして、このような対応方法につき、事前に太田構成員及び飛鳥井議長にも御了承いただいた上で公表させていただきましたので、御報告させていただきます。

それでは、お手元の議事次第を御覧ください。本日の議事は、「論点についての検討①」でございます。「地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進」及び「犯罪被害給付制度の運用状況」について、御検討いただくこととしております。

これに関しまして、省庁側からの説明資料として、資料1-1「総合的対応窓口の周知のための広報資材の作成」、資料1-2「条例の制定数、専門職配置数、見舞金・貸付金制度導入数」、資料2-1「公認心理師の概要」、資料2-2「公認心理師の資格取得方法について」、資料2-3「公認心理師試験の結果概要」、そして、少し飛びまして資料5-1

「犯罪被害給付制度の改正の状況」及び資料5-2「犯罪被害給付制度の運用状況」としてお配りしております。

また、本日ヒアリングさせていただく横浜市職員の方に御用意いただいた資料を資料3として、また、三重県職員の方に御用意いただいた資料を資料4としてお配りしております。

事務局からは以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、論点の検討①に移りたいと思います。まずは前回の会議において、専門委員等会議の場で議論することが了承されました「地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進」について、検討したいと思います。

地方公共団体における犯罪被害者支援制度の充実促進につきましては、警察庁だけではなく、他の府省庁も関わりがありますが、主に関わりを有する警察庁と新たな資格である公認心理師制度を所管する厚労省から説明していただいた後に、実際に総合的対応窓口において犯罪被害者支援に携わっておられる横浜市職員及び三重県職員の方にそれぞれの自治体における活動について御発表いただき、その後質疑に移りたいと思います。

なお、その前に1点、議事録についてお伺いしたいことがございます。当会議の議事録は原則公開としておりますが、本日お越しいただいている自治体のお二方につきましては、実際に犯罪被害者支援に携わっている方でございますので、氏名を公表すると業務に差し障りがある可能性がございます。したがって、警察庁のウェブサイトにおいて公開される議事録において、お二方の氏名をそれぞれ横浜市職員、三重県職員といった形で載せたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。皆様御賛同いただきましたので、議事録はそのような形で掲載させていただきます。

それでは、説明に移ります。まず警察庁からよろしく願いいたします。

○警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) 警察庁の審議官の山田でございます。よろしく願いします。

それでは、地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進について、現在の取組状況につき御説明申し上げます。

まず、総合的対応窓口の周知のための広報資材の作成について、御説明いたします。資料1-1を御覧いただきたいと思います。

警察庁では、平成30年にDV、ストーカー、児童虐待、性的被害、交通事故、殺人等の被害を受けた方、又はその御遺族等を対象にいたしまして、平成29年度犯罪被害類型別調査を実施いたしました。その結果、記載のとおり総合的対応窓口を知らなかった人が約8割ということでありまして、総合的対応窓口の周知促進のため、本会議場の四方の壁に貼付しておりますポスター及び机上に配布いたしましたリーフレットを作成いたしました。これらの広報資材の作成に当たりましては、広く一般国民の皆様の目につき、手にとりや

すいようなものというコンセプトのもと、犯罪被害者支援センター、地方公共団体職員等の有識者の方々から、その内容やデザイン等について御意見をお聞きしたところでございます。

また、この広報資材は、昨年11月30日に実施いたしました犯罪被害者週間中央イベントにおいて参加者の皆様に配布したほか、各都道府県及び各都道府県警察にも配布しているところでございます。各都道府県に対しては、市区町村への配布、役所等での掲示・設置、スーパーマーケットやコンビニ等の公共施設での掲示・設置、犯罪被害者等に関する啓発活動における配布、犯罪被害者団体等への配架等をお願いしているところであります。各地方公共団体からは、追加の配布希望が多数寄せられたということでありまして、令和2年度も予算措置をいたしまして、同様のものを各都道府県等に配布する予定でございます。

次に、地方公共団体における条例の制定数、専門職配置数、見舞金・貸付金制度導入数について、御説明いたします。資料1-2を御覧いただきたいと思います。

地方公共団体における犯罪被害者等に関する条例の制定に関しましては、現行の第3次基本計画から施策として盛り込まれております。この表左側は、第3次基本計画期間中の都道府県、政令指定都市及び市区町村における犯罪被害者等に関する条例の制定数をまとめたものであります。平成29年の4月1日時点で447、平成30年で477、平成31年で545ということで、着実に犯罪被害者等に関する条例数が増えてきているところであります。当庁といたしましては、引き続き犯罪被害者等に関する条例の制定状況につきまして、メールマガジンや各種会議を通じまして情報提供を行ってまいります。

また、当該件数につきましては、犯罪被害者等の支援に特化した条例のみではなく、安全・安心まちづくり条例といった条例において、犯罪被害者等に関する事項について規定されているものも含んでおります。犯罪被害者等の支援に特化した条例につきましては、白書の65ページに書いてあるんですけども、平成31年4月1日時点では、17の道府県、6つの政令指定都市、272の市区町村において制定されているところであります。

次にこの資料の右側です。地方公共団体における専門職の活用についてであります。地方公共団体における専門職の活用に関しましても、条例と同様、現行の第3次基本計画から施策として盛り込まれておりますので、この第3次基本計画期間中の都道府県、政令指定都市及び市区町村の総合的対応窓口等における専門職の配置数をまとめたものであります。

平成29年4月1日時点で49、平成30年時点で77、平成31年で93ということで、こちらも着実に総合的対応窓口等における専門職の配置数は増えているところであります。今回ヒアリングにお越しいただいた横浜市では、第3次基本計画策定以前から専門職が配置されておりますが、三重県では配置されていないということでございますので、後ほどヒアリングにおいて、それぞれの地方公共団体における専門職の配置の実情について、お話をいただく予定となっております。

次のページに行ってくださいまして、地方公共団体による見舞金制度等の導入促進につ

いてでございます。地方公共団体による見舞金制度及び貸付金制度の導入促進に関しましては、第2次基本計画から施策として盛り込まれております。ここでは、第3次基本計画期間中の見舞金制度及び貸付金制度の導入数をまとめたものであります。

見舞金制度につきましては、平成29年4月1日時点で161、平成30年で201、平成31年で300の地方公共団体で導入されているということでありまして、本日お越しいただいている三重県、横浜市においても見舞金制度が導入されております。右側の貸付金制度につきましては、平成29年及び平成30年時点で12、平成31年時点で14の地方公共団体で導入されております。着実に数は伸びておりますので、当庁といたしましては、引き続き地方公共団体について制度の導入を要請するとともに、両制度の導入状況について情報提供を行ってまいります。

最後に地方公共団体の職員に対する研修であります。当庁におきましては、各都道府県内における市町村の連携・協力の強化を図るため、犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業といたしまして、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者に集まってきたりまして、研修等の実施に協力しているところでございます。本年度につきましては、静岡県、熊本県、横浜市、滋賀県、鳥取県及び長崎県において、市町村職員等を対象とする研修会等を実施いたしました。本日お越しいただいている横浜市におきましても研修会を実施いたしまして、犯罪被害者の方の講演、関係機関の職員による講演、ロールプレイング等を実施していただきました。毎年この事業の結果を報告書にまとめ、地方公共団体に配布することで、各地方公共団体における研修の充実に資するものとなっているところでございます。

警察庁からの具体的施策の進捗状況に関する報告は以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省政策統括官室室長補佐 続きまして、資料2-1から資料2-3までを使用いたしまして、公認心理師制度について厚生労働省から御説明させていただきます。

まず資料2-1を御覧ください。公認心理師の概要でございます。近年国民の皆様が抱えるさまざまな心の健康の問題について、国民の皆様が安心して心理に関する支援を受けられるように、国家資格として裏付けられた一定の資質を備えた心理職が必要とされたことを踏まえ、平成27年9月に公認心理師法が議員立法として成立いたしました。これにより誕生した国家資格が、公認心理師ということでございます。

別途、臨床心理士という資格を聞いたことがある方もいらっしゃるかと思いますけれども、臨床心理士というものについては、民間団体が認定する資格でございます。このように現在存在する心理職の資格は、全て民間団体の認定資格、公認心理師法ができるまでは、民間団体の認定資格のみだったということです。この公認心理師法ができまして、心理職として初めて国家資格というものができたということでございます。

この2のところを御覧いただきたいんですが、公認心理師は、国家試験に合格後、登録

を受けることで公認心理師という名称を用いて、ここにございます①から④までにあるような心理や心の健康に関する行為、支援を必要とする方の心理状態の観察、結果の分析、支援を必要とする方に対する心理に関する相談、助言、指導その他の援助等々の①から④までに掲げられている業務を業として行うことができるということをございます。

この公認心理師という名称を用いることができる、この公認心理師法によって、名称独占資格ということをございます。この4つの行為を業として行うこと自体、公認心理師ではないからといってできないということではないですが、公認心理師という名称を用いてやるにはこの国家資格が必要ということになっております。

公認心理師の試験というものは平成30年から実施しているもので、まだたって日が浅いということをございますけれども、登録者数は3ポツのところにございますとおり、令和元年12月末現在で3万4,170人となっております。

次に、どのようなルートで公認心理師になることができるのか。公認心理師の資格取得方法について御説明する資料が、次の資料2-2でございます。そちらを御覧いただきたいと思ひます。公認心理師の資格を取得するためには、ここにございます区分Aから区分Gまでの8つのルートがございます。

このうち一番左に記載している区分Aというところが、最も基本的な資格取得のルートということでございます。この区分Aのルートで公認心理師になるためには、公認心理師法施行規則で定められている科目について、4年制大学で25科目、実習80時間以上を履修して卒業した後、大学院において10科目、実習450時間以上を履修して修了し、公認心理師試験に合格しなければならないというルートになっております。また、その他のルートについても、受験資格を得るために学部卒に加えて実務経験を必要としているなど、多くの国家資格が学部卒であることのみで資格試験の受験資格を得られるとしていることと比較しても、公認心理師は、より専門性が要求される資格であるということが言えると思ひます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、公認心理師法というものの試験が平成30年から実施しているということでございます。まだ2年しかたっておりませんので、区分Aのルートで受験した方というものは現時点でいらっしゃいません。ですので、現時点においては、心理に関する支援について5年以上の実務経験がある方による区分Gというルートでの資格取得が多くなつてございます。

次に、公認心理師試験の結果の概要についてです。資料2-3を御覧ください。公認心理師試験はこれまで2回実施されておまして、合計で3万6,438の方が合格しております。まだ2回しか実施していない試験ですので、分析できるほどのデータの蓄積というものはございませんけれども、合格者の性別というところを見ていただきますと、一番右、合計のところは、男性が25.9%、女性が74.1%ということ、1対3で女性の方のほうが多いという状況になってございます。

最後に、公認心理師の方の活躍分野ということについて、簡単に御説明させていただきます。

ます。すみませんが、資料2-1にお戻りいただけますでしょうか。一番下に、参考というところで付記させていただいております。試験に合格して登録された公認心理師の方は、保健医療分野、福祉分野、教育分野、司法・犯罪、産業・労働の各分野で活躍されることが想定されております。犯罪被害者支援についても関わることを期待されているところでございます。

犯罪被害者支援としては、例えば医療機関や心理相談機関等において、犯罪被害者の方の心理状態を把握する心理カウンセリング等の心理支援を行うといったことが考えられるかと考えてございます。

簡単でございますが、公認心理師の説明は以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして自治体の職員の方からの御説明に移りたいと思います。本日は、横浜市職員の方と三重県職員の方にお越しいただいております。お忙しいところお越しいただき、どうもありがとうございました。

昨年、総合的対応窓口を全国の地方自治体に設置するという目標が達成されたところではありますが、個々の窓口がどこまで機能できているかということについては、いろいろ御懸念の御意見もあるところかと承知しております。そこで、今後は質の向上が課題になると思われま。その検討に際しまして、現場でどのような犯罪被害者支援が行われているか。犯罪被害者支援をするに当たって課題と覚ることは何かといった点について、実際に携わっておられる自治体職員の方の生の声を聞くことで、より有意義な検討になるのではと思ひ、本日お越しいただいた次第でございます。

では、まず横浜市職員の方から、横浜市における犯罪被害者支援等につきまして、御説明をお願いいたします。よろしく御願ひいたします。

○横浜市 横浜市市民局人権課で犯罪被害者等支援事業を担当しています。本日はどうぞよろしく御願ひいたします。

まず、横浜市についてですが、人口が約375万人の政令指定都市でございまして、行政区が18ございます。現在、横浜市では、行政区ごとではなく、市に1つ、私が所属する市民局人権課に総合的対応窓口を設置して、犯罪被害者等の支援を行っております。

それでは、まずお手元でございます資料3「横浜市犯罪被害者等支援事業の概要」を御覧ください。横浜市では、平成24年度に総合相談窓口として、横浜市犯罪被害者相談室を開設し、被害者御本人とその御家族、御遺族等からの御相談に応じて支援を行っております。

2番の市民局人権課の取組のところを御覧ください。人権課では、人権課長以下担当係長、それと社会福祉職の専任職員2名、私もその1人でございますけれども、以上の計4名を中心に、被害者等支援事業として主に以下の4つの事業に取り組んでおります。

まず基本となる事業は、(1)の個別相談支援でございます。被害者等からの御相談に応じて、その状況や支援ニーズを把握して、被害者等の同意をいただいた上で、区役所をは

はじめとする庁内関係部署、かながわ犯罪被害者サポートステーションや法テラス神奈川等の関係機関と連携し、各種制度や事業、窓口に関する情報の提供、助言等を行っております。

なお、今申し上げました、かながわ犯罪被害者サポートステーションですが、御存知の方もいらっしゃると思いますが、神奈川県在所管課、神奈川県警察被害者支援室、NPO法人である神奈川被害者支援センターの3者で構成される県の対応窓口でございます。

そのほか、個々の事情に応じて外部の公認心理師への委託によるカウンセリングの提供や、各種申請手続の補助、関係機関等への付添い等直接的な支援を行っております。

生活支援という点では、被害者等の生活上のニーズに応じて、行政サービスのほか官民の多様な制度の御案内や支援の連絡調整、申請書等の記入のお手伝いなど、きめ細かい支援を心掛けております。実際の相談におきましては、1回だけの電話相談で終了する事案もあれば、数年にわたって継続的に支援している事案もございます。被害者等のニーズは時間とともに変化していくものですので、その都度ニーズを確認しながら長期的な支援を行っていく場合もございます。

また、平成31年4月からは、横浜市犯罪被害者等支援条例に基づき、ここに示されておりますような各種支援制度を新たに創設し実施しております。その実績については、後ほど御説明させていただきます。

支援制度の詳細につきましては、もう一つお手元に、「ひとりで悩まず御相談ください」と書かれたカラーのリーフレットを御参照いただければと思います。

簡単に支援制度の御説明をさせていただきます。まず、リーフレットをお開きいただきまして、左側に記されております紫の「相談支援等」の部分を御覧ください。私ども相談員による相談のほか、カウンセリングや法律相談を行っております。カウンセリングは、条例制定以前は最大5回まで無料で提供してはりましたが、条例制定に伴い10回までに拡充いたしました。また、新たに神奈川県弁護士会と協定を結び、被害者支援弁護士による法律相談を実施することになりました。

市の相談室の特徴の一つは、県のサポートステーションによる被害者等支援事業を補完する、補うというものです。例を挙げますと、県のサポートステーションの支援対象は、殺人、傷害、交通事件、性犯罪といったいわゆる身体犯罪で、あくまでも原則ではありませんが、警察が被害届を受理している事案を支援対象としております。

一方で、市の相談室は、被害届が受理されていない事案や財産犯罪の被害者等も支援対象として御相談に応じるほか、カウンセリングや法律相談の利用ができます。ただ、それ以外のリーフレットに記載されております見舞金や日常生活支援と住居支援に関しては、被害届の受理や罪種等で支援対象を限定しております。

オレンジの枠の部分、「経済的負担の軽減」として、見舞金では、殺人事件の御遺族や重傷病の被害者に加えて、性犯罪である強制性交等罪及びその未遂罪の被害者を対象に含めている点が本市の特徴ではないかと思っております。同様に、リーフレット中央、青色の「日常

生活支援等」にございます家事及び介護支援としてのヘルパーの利用や一時保育利用の費用の助成、さらに右側のピンクの「住居支援」における転居費用の助成等につきましても、一定の要件がございますが性犯罪被害者をその対象としております。

お手数ですが、もう一度、資料3にお戻りいただいてよろしいでしょうか。取組の2番目が、(2)の市職員等への研修の実施でございます。主な目的は、役所に来られる被害者等の方に、戸籍、年金、保険、こども支援等各窓口の担当職員が二次被害を与えないようにするという、また、窓口職員に市の相談室の機能を知ってもらい、必要に応じて適切に市の相談室につないでもらうことを想定しております。ただ、横浜市には約3万6,000人の職員がおりますので、全ての窓口職員に市の相談室を認知していただくには至っておらず、引き続き研修・広報に努めているところでございます。

なお、本年度からは、市職員に加え、地域の支援者を対象とする研修や、先ほど御説明いただきました警察庁との共催で、関係機関職員を対象とするより専門的な研修等を企画・開催しております。

次に(3)の市民等への啓発事業を御覧ください。市民等に被害者等の現状や心情を御理解いただき、地域においてお互いに助け合えるような社会の実現を目指して、定期的なチラシやリーフレットの配布や、市広報紙を活用した啓発のほか、講演会や犯罪被害者週間における鉄道広告、市庁舎の市民広場における啓発用パネルの展示等の事業を継続して行っております。

そして(4)被害者等支援体制整備のための取組でございます。被害者等の多様なお困り事に対して、複数の機関が連携して支援できるように、平成27年度から横浜市における連携支援体制整備事業として、関係各機関の皆様に御協力をいただき、毎年実務者レベルでの事例検討会や研修などを通じた顔の見える関係づくりに取り組んでおります。

こうした取組のおかげか、横浜市では、被害者等からの電話による相談等に加えて、警察、被害者支援弁護士、性暴力被害ワンストップ支援センター、区役所といった関係機関窓口からの支援要請によって、市相談室の支援につながった事案が少なからずございます。また、1つの事案に複数の機関が同時に関わり、連携して支援していくという体制づくりが進んできていると感じております。

自治体の窓口は、当然ですが各種行政サービスの情報にアクセスしやすく、各サービスの担当部署との調整がスムーズに行えるという点や、地域に密着した保健や医療の情報を持っているといった強みございます。しかし、その反面、司法制度や被害者等に固有のメンタルヘルスの問題、従来の福祉サービスに該当しない場合の経済的・人的資源といった専門性の高いニーズへの対応が難しいという弱みもあります。だからこそ自治体と被害者等支援に携わる関係機関との連携をいかに構築していくかという点が重要な課題であると感じております。

続きまして、もう一枚の資料を御覧ください。3番です。平成30年度の事業実績を記しております。(1)の個別支援では、平成29年度と30年度の相談支援件数、30年度の御相談



者の被害における犯罪種別の割合が記されております。これらは全て延べ数でカウントしてございます。

(2)の市職員等への研修の実施と(3)の市民等への啓発事業は、合わせて表にまとめてございます。毎年の定例の事業に加え、昨年度は、条例制定に伴う啓発広報事業を3月に集中的に実施いたしました。お時間の関係で個々の御説明は省略させていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。

(5)の条例制定の取組を御覧ください。平成29年度に市相談室設置から5年が過ぎ、それまでの支援において、被害者等支援に特化しない従来の福祉保健サービスの利用では十分な支援ができない事案があることや、国による地方自治体の取組への期待、市議会からの要請等を背景に、市の被害者等施策に関する懇談会を開くことになりまして、平成30年度までに計5回開催しております。この懇談会でいただいた御意見、他自治体の動向、市民意見募集等に寄せられた御意見等を踏まえて、条例とそれに基づく支援制度を検討し、平成30年12月に横浜市犯罪被害者等支援条例を制定いたしました。

横浜市の条例の特徴としましては、二次被害、再被害防止を基本理念で言及していること、日常生活支援、経済的支援に言及していること、観光都市であることを踏まえ、市内で被害に遭った市民以外の被害者等には、住所地の自治体と連携して支援する条文がある点等が挙げられると思います。

平成31年4月1日の条例施行後の支援制度の利用状況についてです。まず、相談支援件数は、令和2年1月末時点で延べ681件で、昨年度の1月末時点での541件と比較しますと、約1.3倍に増加しております。カウンセリングが延べ33件、法律相談は、準備調整に手間取ってしまい事業の開始が11月からということもございまして、まだ利用実績はございません。見舞金は、8件の申請・支給がございまして、内訳は、遺族見舞金が1件、重傷病見舞金が4件、性被害見舞金が3件となっております。日常生活支援費用助成では、転居費用助成が3件で、ヘルパーと一時保育利用の申請は今のところございません。その他の緊急一時避難場所の提供や市営住宅の一時利用等は、何件か御相談はいただいたのですが、利用には至りませんでした。

条例制定の効果として実感していることのひとつが、条例制定に伴い、新たに始めた支援制度、例えば見舞金などですが、こうした制度が被害者等にとって市の相談室への相談の契機となっている点がございまして、これまでは、県のサポートステーションで把握した事案のうち、市の支援の必要性を認識したサポートステーションの支援者が市の相談室に支援要請をしてくるといった事案があったわけですが、こうしたルート以外に、例えば被害者等から見舞金の相談で直接市の相談室に連絡が入る事案などがございまして、

こうした御相談の全てで支援制度が利用できるわけではないのですが、この相談をきっかけに、他の制度利用、例えばカウンセリングの利用等につながるといった、埋もれていた被害者等の支援につながる場合がございます。言うなれば、見舞金という看板によって、被害者等が市の相談室の扉を叩くといったPR効果になっている一面もあると言えると思

います。いろいろな事案がございますので、必ずしも支援につながるばかりではございませんが、こうしたことも、条例とそれに伴う支援制度の効用と感じており、先ほどお伝えしましたとおり相談支援件数の増加につながっているものと思われま

す。もう一つ、本市の被害者等支援の大きな特徴として、冒頭御説明させていただいたところではございますが、相談室の相談員として社会福祉の専門職員が常勤として配置されている点を改めて御説明しておきたいと思

います。市町村の総合的対応窓口

に期待されている役割の一つは被害者等の生活支援ですので、第3次基本計画に記されているように、福祉の専門職員を配置する意味は大きいと思

います。

横浜市の場合は、古くから職員採用に社会福祉職という採用枠があります。対人援助の窓口、例えば生活保護ですとか福祉センターといった窓口には社会福祉職を配置するという流れがございます。本市の相談室開設の際にも、準備のために前年に開催された庁内の連絡会議でその必要性が議論され、配置されたと聞いております。ただ、市町村によっては、人材・予算の面から難しいこともあろうかと拝察されますので、個人的な見解になってしまい恐縮ですが、せめて都道府県、政令市の所管課に、常勤・非常勤を問わず対人援助の専門職を配置して、市町村の窓口職員のバックアップや、市町村の職員と一緒に支援ができるよう、国が都道府県を支援して

くださるよう御検討いただければと思っております。

横浜市の取組の御説明は以上です。ありがとうございました。

○飛鳥井議長 ありがとうございました。

それでは、続きまして三重県における犯罪被害者支援に関する施策等につきまして、よろしくお願

いいたします。

○三重県 ただいま御紹介にあずかりました三重県環境生活部くらし・交通安全課でございます。どうぞよろしくお願

いいたします。

当課におきましては、課長以下18名の体制で業務をしております。くらし安全班、交通安全班、消費生活センター班の3つの班から構成されております。犯罪被害者等支援はくらし安全班が担当して

おりまして、私を含め3名が担当して

おります。しかし、私自身も、犯罪被害者等支援以外に安全安心まちづくり事業や、暴力団排除活動事業等を兼務で担当している実情でございます。あとの2名も同様に他業務を担当して

おります。

県におきましても、専門職の配置は望まれるところでございますけれども、先ほど横浜市の御説明にもありましたが、県でも福祉健康衛生部門では、福祉技術職として採用・募集しているところ

三重県では、平成31年3月18日に三重県犯罪被害者等支援条例を制定し、同年4月1日から施行しております。経緯としましては、遡ること平成29年12月、県議会において、一般質問で条例を制定すべきとの御意見をいただき、その際は、犯罪被害者等基本計画を所管している警察と相談しながら調査研究を進めると答弁しておりました。それをきっかけに担当課では調査研究を進めておりましたところ、翌年の平成30年6月7日に、朝日町事件の御遺族から当県の知事宛てに書簡が送られました。

朝日町事件とは、平成25年8月、三重県の朝日町において、当時15歳だった女子中学生の方が花火大会の帰り道行方不明となり、8月29日に御遺体で発見されたという事件でございます。翌26年3月2日には、当時18歳の被疑少年が逮捕されました。被害者の御遺族であるお父様が、被疑少年の両親に対し民事賠償請求裁判を提訴しておりました、その終結を契機にお父様が三重県知事に書簡を発出し、同日御遺族主催の記者会見を行われました。送られた書簡の内容は、犯罪被害者の遺族として、今もなおつらい心情が続いているということ、また、精神的、経済的な支援、行政の支援が必要だということが切々と訴えられた内容でございました。

このことを受けて、当課では翌日の6月8日から早速、滋賀県に視察に伺っております。滋賀県を選定した理由は、平成30年4月1日、県条例を施行されており、制定後間もないということで、滋賀県へベンチマーキングにお伺いさせていただきました。その後、大分、岡山、また神戸市、京都市等多数の自治体へ調査にお伺いさせていただくと同時に、県内の犯罪被害者の方を対象としたアンケートを実施いたしました。この犯罪被害者の方といえますのは、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターで支援を行っていた被害者の方に御協力をいただき、犯罪被害者の方々、また御遺族の方々の心情や実態をまず正確に把握する必要があるということで実施したものでございます。

これらを受けまして、8月22日に当県知事が「有識者懇話会、県議会、市町、県民の意見を聞きながら、県として条例を制定していく。また、県として見舞金制度の導入を検討して進めていく。」という基本方針を示しました。実に御遺族の書簡が届きました6月7日から、翌年3月15日の条例制定議決まで、延べ282日間の大変濃縮なスピード制定でございました。

皆様のお手元に、三重県被害者等支援条例のパンフレットをお配りさせていただきました。どうぞこちらを御覧ください。本県の条例の特徴といたしましては、第1条に大きく2つの目的を設定してございます。まず犯罪被害の早期回復・軽減、そして生活の再建、2つ目は、犯罪被害者等を支える社会の形成、これを第1条の目的で掲げ、そして第3条で基本理念として、被害者の立場に立った寄り添った支援を行っていく、また、その置かれている状況に応じた支援を行っていく、心身の状況に応じ、途切れのない支援を行っていく、この基本理念のもと条例を制定した次第でございます。

本条例の特徴的な部分としましては、「再被害」、「二次被害」という定義付けを行っております。また、被害の潜在化の防止に留意するといった点を第8条で定め、支援従事者の

育成・支援を10条、11条で定めておりますが、特に支援従事者の支援につきましては、代理受傷の防止等を掲げております。また、第23条では、学校教育の促進といたしまして、「支援の必要性の理解」とともに、本県では、さらに「二次被害を防止するための教育の促進」を定めており、これが本県の特徴でございます。

パンフレット見開き右下の部分を御覧ください。第16条では、経済的負担の軽減ということで、本県では、三重県犯罪被害者等見舞金制度を条例施行と同時に創設し、運用を開始しております。見舞金制度につきましては、資料4に詳しく書いてございます。内容は、時間の都合上簡単に御説明させていただきますと、種類は、遺族見舞金60万円、重傷病見舞金20万円、精神療養見舞金5万円の3種類でございます。遺族見舞金60万円といえますのは、都道府県全国最高額ということになっております。

制度設計につきましては、ベースは国の犯罪被害給付制度をモデルにいたしました。特に犯罪の定義や支払いの対象は、こちらをモデルにしております。犯給制度との決定的な違いは、犯給制度はどちらかといいますと賠償金的な位置付けで、支給までに相当な期間の裁定作業にかかられると思いますけれども、この見舞金につきましては、被害者の方々の犯罪発生のその日から苦勞したという御意見を受けまして、生活資金の一部として、その用途を限定せず、申請から給付までの速やかな支給を基本としております。

そして、精神療養見舞金の分離をしております。犯給制度では重傷病給付金の一つとなっていると思いますけれども、当県の見舞金としましては、生命・身体を脅かす一定の罪種、警察で言うところの重要犯罪等に罪種を限定しまして、精神療養見舞金を設定いたしました。

また、親族間犯罪は原則支給対象外ですけれども、当県におきましては子供への救済措置として、被害者が18歳未満の子を監護していた場合は特別に支給対象とすることにしております。

当県では、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと、この見舞金の受付支援につきまして委託業務契約を締結しております。センターでは、見舞金の申請支援はもとより審査支援も委託しております。センターは、三重県公安委員会から早期援助団体として指定されている県内唯一の民間支援団体でございます。警察から犯罪被害に関する情報の提供を受けることができることから、当県が支給いたします見舞金につきましても、適切な給付決定のための審査支援をお願いしております。

また当県では、この見舞金は補助金としての予算区分になっておりまして、県の補助金に関しては県総務部長と県警刑事部長の間で暴排条項に基づく協定も結ばれておりますので、その協定に基づき、受給対象者が暴力団関係者ではないかを県警に対して当県から照会をさせていただいた上、最後は、環境生活部次長を会長とした審査会において、給付決定をしております。申請から給付決定まで約2週間で行い、速やかな給付を目指しております。

本年度実績につきましては、昨日現在で重傷病見舞金が4件、精神療養見舞金が1件で

ございます。

また、県としましては、この支援センターと見舞金以外に、市町との連携強化コーディネーター業務の委託契約しております。この市町との連携強化コーディネーターと申しますのは、センターに1名、被害者支援について専門的な知識・経験を有するコーディネーターを配置しまして、市町との連携強化に一役担っていただくという業務内容になっております。基礎自治体と第一線現場の警察署をつないでこそ支援体制の基礎ができると考えておりますので、本年度、県、センターそして警察本部の被害者支援担当者と3者で、県内全29市町と18警察署を訪問いたしました。

ここで三重県の紹介をさせていただきますと、三重県は人口約180万人で、14の市と15の町がございます。人口規模の格差が激しく、例えば、四日市市におきましては昨年1年間の刑法犯認知件数が2,000件を超える中、一つの町では、1年間で約10件しか認知件数がないという町もございます。これを受けて、市町の担当者の意識は非常に格差があるところでございます。

県では年に2回から3回市町担当者会議を実施しておりますが、会議の場では、担当者は常に受け身の状態です。そのような中、県から一方的に支援施策について協力を要請するだけでは真に連携体制が整ったとは言えないと考えまして、先ほど言いました県、センター、警察本部の3者で各市町と警察署を訪問したところでございます。この訪問に際して、非常によかったと思うことがございましたので、御紹介させていただきます。

まず、訪問するに当たって、必ず担当課の課長若しくは室長とお話しさせていただきたいということを要請し、そのおかげで、担当課課長や室長が、事前にしっかりと会議資料に目を通していただき、それぞれ被害者支援施策について熟考していただけたことは非常によかったと思います。また、会議では、全く聞くことができなかつた実情を皆様の口から聞くことができ、実態が把握できました。

行政職員の多くが、犯罪被害者、またその家族、御遺族とそういった形で接触したことがないので、どのように対応したらいいのかわからない、不安であるという声が非常に多かったです。また、先ほど言いました幾つかの自治体では、この町には犯罪はないので、そういったことを対応することはないと言い切られた自治体も実際にはございました。また、住民のほとんどが職員の顔見知りである、小・中・高の同級生であったり、同級生の兄弟である、隣人である、親戚である、そのような状況で、この町役場の窓口相談に来ることはないと思うと言い切られた自治体も複数ございました。犯罪被害者窓口相談に来ているところをほかの町民に見られたら、それだけでもう町中の噂になるという御意見もございました。

また、うちの町は海の町、港町なので、県や警察よりも海上保安庁ともっと連携したいという御意見もありました。これは現在、海上保安庁との連携を進めているところでございます。

そのような中、人口も少なく犯罪も少ない一つの町で、戸籍の係を兼務している担当者

が、「自分は死亡届を受けた際に警察の書類がついていたときは、直ちに別室に案内し、社会福祉士とともに対応している。というのも、知人が犯罪被害の御遺族となり、普段から行政職員として自分に何かできることはないかと常に考えていた。」という御意見も訪問して初めて聞かせていただくことができました。これまでの会議の場でこの件について御発言をされることもございませんでしたし、好事例の照会をしてもそういった回答が返ってくることもありませんでしたが、訪問させていただいたことによって初めて聞かせていただいた実情でした。町の人口や犯罪の発生状況ではなく、担当職員の資質の問題、モチベーションの問題なのかもしれません。

県としましては、総合的対応窓口への支援としまして、こうした不安を抱える市町職員を対象とした出前講座を実施しております。他の市町や他県の自治体が実際に対応した事例、例えば和歌山のカレー事件等は、インターネットでも和歌山市さんの当時の対応が分刻みの報告書でアップされておりますので、そういった事件の支援事例を御紹介させていただいたり、また横浜市の対応の好事例等を御紹介させていただいたりしながら、他の事例をもとにグループワークも行っております。

ワンストップ支援を行うには、自分たちの自治体の行っている支援サービスをまず掌握する必要があると職員自身の「気づき」となる、非常に有効なグループワークを行うことができました。また、そういった自治体は条例制定も他課との連携がしやすく、非常にスムーズに進んでいるという御報告を受けております。また、自助グループを立ち上げておられる御遺族からの要望で、市役所等に死亡届を手続に行ったときに、できればそこでこういった自助グループがあることを教えてほしかったという御要望が多かったことから、県では、本日参考資料としてお配りさせていただきました、この「相談窓口の資料」を作成いたしまして、全市町でそれぞれ空欄を埋めていただいて、窓口に見えた方にお渡しいただきたいということを依頼しております。

7ページを御覧ください。こちらに、それぞれの市町の担当窓口を現在埋めていただいているところがございます。市町によっては、これをそのまま使っているところもございまして、さらにアレンジして作っていただいているところもございます。

8ページを御覧ください。先ほどの一つの御意見でありました、犯罪被害者支援窓口と大きく書かれた窓口になかなか相談に行きにくいという意見も当県ではございましたので、県ではこのようなミニのぼり旗を作成いたしまして、こののぼり旗があるところが支援窓口という紹介をさせていただいております。少しでも被害者の方、御遺族の方が相談しやすい状況を作らせていただくよう、尽力しているところがございます。

広域自治体の県としましては、犯罪被害者等に接する市町の基礎自治体が支援を行いやすいように導き、体制を整えていくことだと考えております。県でも市町でも、職員は全て専門職ではなく、他業務と兼務しているのが実情です。そのような中、支援従事者が一番つらいのは、代理受傷もございまして、自分1人に全ての責任を負わされ、被害者等からの支援ニーズに上司や組織が取り合ってくれないことだと思います。支援従事者は、そ

のニーズに応えられないことで、被害者やその御家族の方から時には責められることもあり、間に挟まれる、こういった状況が、支援従事者にとって一番つらい状況ではないかと思えます。

よって、県では、各市町と県の担当者のみ研修を行うだけでなく、知事と各市町長、市長が一堂に会する「県と市町との地域づくり連携・協働協議会」におきましても、本年度、犯罪被害者等支援施策を検討議題に取り上げ、各市町のトップにも理解促進を働きかけております。

また、先ほど申しましたように各市町を訪問する際には、担当者だけではなく、担当課長、室長にも御理解いただき、支援従事者、支援担当者任せにするのではなく、組織的な対応をしてもらうような環境づくりの整備も行っているところでございます。

そして、これは各市町内だけではなく、他機関との連携、横展開ができますように、この2月17日には、犯罪被害者等支援勉強会としまして、市町の担当者に加え、関係機関、警察、支援センター、検察庁、弁護士会、法テラス、各福祉部門の担当者等が一堂に会し、条例制定のきっかけとなりました平成25年の朝日町事件の実際の支援事例をもとにグループワークを行い、大変有意義な勉強会が開催できました。

さらに、県民の理解の促進は条例でも定めており、これまで三重県では犯罪被害者週間イベントの開催は警察が主催で行っていたところでございますが、来年度からは、こういった県民への理解の促進、広報啓発活動は県が主催することとなりました。

我々県の役割は、直接犯罪被害者の方と接する機会が少ないですけれども、総合的な支援体制の整備と、市町のフォローに当たり、心ない言動による二次被害等が起きないような犯罪被害者等に理解のある社会づくり、これこそが、我々県のあるべき姿であると考えております。

御清聴ありがとうございました。

○飛鳥井議長 どうもありがとうございました。

それでは、これからの検討におきましては、警察庁だけでなく、地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進に関しまして、他府省庁が行っている取組に対する御質問や御意見、それからただいま御発表いただきましたお二人の自治体職員の方々への御質問等、さらに現行施策の問題点や改善点、また新たな基本計画に盛り込むべき具体的施策の提案等について、幅広く検討していきたいと思えます。

事前の質問をお受けしておりますが、まず川出構成員から、横浜市職員及び三重県職員の方への御質問がありましたので、御質問よろしくお願ひいたします。

○川出構成員 御説明ありがとうございました。

質問させていただきたいと思っていた点は、説明の中でほとんどお答えいただきましたので、確認で何点かお伺ひしたいと思います。三重県の見舞金制度について、犯罪被害者総合支援センターに対して、給付決定のための審査についても支援をお願いしているということと、審査期間について、申請から約2週間で給付決定しているという御説明があっ

たのですが、この点について、横浜市の運用はどうなっていますでしょうか。給付の裁定について同じような工夫をしておられるのかということと、審査期間がどれくらいなのかを教えてくださいませんか。

○横浜市 特に工夫というものは無いのですが、やはり速やかな支給というものを心掛けておりますので、まず申請書類や必要書類を添付して被害者等の方から御提出いただきましたら、課のほうで最長でも1週間ぐらいで決裁をとりまして、その上で決定通知書と請求書を申請者の方にお渡し、または郵送でお送りいたします。そちらの請求書に振込口座等を書いていただいたものをもう一度出していただいて、今度は会計室に回して支給するということです。こちらは、会計室に回す関係で、やはり長いと2週間ぐらいかかることもございます。ですので、短くて2週間ぐらい、長ければ3週間ぐらいで支給するというのを心掛けております。

○川出構成員 横浜市の見舞金についても、三重県の見舞金制度にあるように、給付がされない場合というのは定められているのでしょうか。

○横浜市 そうですね。それぞれ各事業で見舞金にも要綱がございます。そちらには記してあるのですが、申し訳ございません、私も正確に覚えているわけではないのですが、ほかの自治体と同様に、社会通念上ふさわしくないものといった場合ですとか、申請者である被害者等にその被害の犯罪行為に何らかの責任があった場合ですとか、やはり暴力団の場合には支給しないといったことが要綱に記されていたと記憶しております。

○川出構成員 個別の申請について、それに該当するかどうかは、警察に問い合わせたうえで判断されているということですか。

○横浜市 見舞金に関しては、被害届が受理されているということを被害事実の客観的な要件としておりますので、まずその被害届の受理に関しても、口頭ではありますが県警察本部の被害者支援室に問い合わせをすると、そちらが各署に問い合わせをしていただいて、その回答を口頭でいただくということ、それから、今のところはないのですけれども、暴力団関係のことについても、問い合わせをさせていただいても構わないということを申請の段階で同意書をいただいておりますので、必要に応じて警察に確認させていただくことになっております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして伊藤構成員から、横浜市職員、三重県職員の方に御質問がありましたので、お願いいたします。

○伊藤構成員 とてもわかりやすい説明で、どうもありがとうございました。当に感心して聞いておりました。

横浜市の話なんですけど、私が聞きたいことはもう既に言っていたように思います。自治体が担う被害者支援の強みと弱点ということで、横浜市職員の方のお話の中で興味深いなと思ったのは、社会福祉の専門職を常勤配置できたのは、横浜市の場合は古くから社会福祉職を採っていたというのが背景にあるということです。ただ、全国的に見た場合、



そういうところは非常に珍しいのかもしれませんが。所管課に都道府県レベルで市町村をバックアップできるような対人援助の専門職を置いたらどうかというような御提言をいただいたので、もうちょっとその辺を詳しくお聞かせ願います。

○横浜市 今、三重県職員の方からは、県でも難しいというお話はいただいたところではあるのですが、私が存じ上げているところで埼玉県とか京都府では、そういった社会福祉の専門の方が、非常勤ではありますが配置されているという中で、例えば埼玉県の場合ですと、埼玉県に配置されている方が、市町村のいろいろな被害者支援において、実際の事案で例えばこういったときにどうしたらいいんだろうかといった問い合わせがあると、アドバイスするだけではなくて案件によっては一緒に動くという形をとっていたり、実践的な研修を県が行っていたりするようなんです。

そういったところで、かなり市町村の方の意識が高まってきているというお話を伺っていると、やはりこうしたやり方というのは一つ有効な方法なのではないかなと感じております。

○伊藤構成員 福祉専門職の常勤配置について第4次基本計画に盛り込んでいただけないかなと思っております。

それから、横浜市の場合は、こうした専門職の異動をあまり行わないようなシステムができていますか。

○横浜市 異動はございます。特に年限が決まっているわけではないのですが、事務職であっても社会福祉職であっても同様に異動はあります。ただ、横浜市の場合は専任職という制度がございます。これは事務でも社会福祉でも一緒なのですけれども、ある特定の業務のスペシャリストの養成ということで、そういった制度がございます。私の場合は、異動で来る前から社会福祉の専任職という職位でしたので、今の職場で直接自分が異動を希望しない限りは、通常よりは長期に在職できるといったことがまず背景にございます。ただ、こういった制度も多分ほかの自治体では全てあるわけではないと思いますので、どうしても自治体の窓口の担当者の方の異動というのは、大きな問題ではあるかなとは思っております。

○伊藤構成員 ありがとうございます。せっかくそういう窓口ができて関係ができたにもかかわらず、公務員だと二、三年で異動してしまうという弊害を随分耳にしていたので、何かしら改善策がないかと考えています。ありがとうございます。

では、三重県のほうに1つだけ質問させていただきます。三重県の状況はとても興味深く、短期間で一気に、御遺族の働きかけが大変強かったようですが、こういう形で被害者支援の体制ができ、実際の窓口、サービス提供を担う窓口に関して、どのように充実させているかについて、お聞かせいただけたらと思います。

○三重県 それは基礎自治体の窓口ということでよろしいですか。

○伊藤構成員 はい。

○三重県 県では、条例を制定いたしまして、この12月には犯罪被害者等支援推進計画も

ようやく策定したところでございます。その計画にも記載してございますが、市町の窓口に対する支援としては、本来専門業務でない職員たちが効率的に合理的に支援サービスを提供するために、まず自分たちの自治体で犯罪被害者の方々が利用できる支援サービスにはどういったものがあるかをしっかり把握していただかないと支援のコーディネートもできないと思いますので、各自治体がそれぞれ行っている支援サービスをまず把握して、掌握していただくため、県が作っている支援事業の施策集を、各市町でも作ってもらうことを働きかけております。

それを作ってくださいとお願いするだけではなく、根拠規定が国の法律であったり県の条例であったりするものは、名称等は若干違えども各市町とも内容は一緒のものがほとんどでございますので、支援事業の施策集のモデル的なものを県で作成して示しまして、それを各市町でさらにプラスアルファしていただいた施策集を担当者がそれぞれ持ち、窓口にみえた被害者の方にも支援事業の一覧表を提供できるようにする形で現在進めているところでございます。これなら業務を兼務している職員であっても、必要な支援サービスが提供できますので、このような体制整備、窓口の充実を行っております。

○伊藤構成員 ありがとうございます。

○飛鳥井議長 それでは私からも1点なんですが、横浜市職員の方にお伺いしたいんですが、神奈川県は、御紹介もありました、県のほうで被害者のサポートステーションをやっておられますので、県のサービスと市のサービスの役割分担についてちょっとお伺いしたいんですが。

対象者が、県のほうは被害届の出た身体犯ということで、市のほうはもう少し広げてサービス提供されているということなんですが、同市の例えば被害届の出た身体犯につきましても、カウンセリングですとか法律相談ですとか、それから付添い支援と、両方とも行っている。そういう場合の支援サービスの提供の調整等あるいは役割分担等はどんなふうになっているのかについてお聞かせいただけますでしょうか。

○横浜市 事案によって若干異なると思うのですが、サポートステーションが関わっている事案の場合は、やはりサポートステーション、特に県警の被害者支援室の支援員の方がコーディネートすることが多いですが、今、県と市両方のサービスを使うことが可能だという状況でございます。例えばサポートステーションで行っているカウンセリングを使った方が、横浜市のカウンセリングを希望すれば、それは別に構わないということです。

たまにあることなのですが、こういった言い方が適切かどうかかわからないのですが、カウンセリング等の場合を例に挙げますと、相性とかもございまして。担当になったカウンセラーさんとちょっとうまくいかないなといった場合には、横浜市のカウンセリングを御利用していただくことも可能です。被害者等の方に選択できる幅があるというのはいいことかなと思っております。やはり被害に遭われた方が御自分である程度意思決定ができて選択できるということ自体が、こういった連携をしていることのひとつ大きな特徴なのか

など思っておりますので。

付添い支援等に関しましても、各機関の担当者と相談して決めている状況です。被害に遭われた方と例えば支援センターの支援員の方、私どもで、どうやっていきましょうかという形で相談しながら、例えば病院の付添いは私のほうでやりますけれども、警察の付添いは支援センターの方がやりましょうとか。裁判であれば、傍聴は一緒に行きましょうとか。

先日あったケースなどでは、支援センターの方が、被害者参加で法廷の柵の向こう側に被害者御家族と入ってしまったことがありました。ほかの御家族がやはり傍聴したいというので、それは私どものほうで付き添いますということで一緒についていくといった形で、協力して支援している状況でございます。

○飛鳥井議長 わかりました。そうすると、協力して役割分担したり、場合によってカウンセリングも重複といいますか、継続したり、あるいは逆に乗りかえたりということも構わないということですね。

それから1点確認なんですけれども、県で貸付金の制度がありますが、これは見舞金とは特に調整はしないで、もう両方とも利用可能という理解でよろしいのでしょうか。

○横浜市 はい、両方利用可能ということになってございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等がございましたら、よろしく申し上げます。

○中島構成員 お二方から大変すばらしい地方自治体の取り組みについて伺わせていただいて、ありがとうございます。ぜひ各地でこういった取組が広がると良いと思います。1つ横浜市に御質問させてください。

こちらのパンフレットを見ますと、経済的負担の軽減の見舞金のところで、同居家族を対象としているというところが犯給制度と大きく違うところだと思います。そこで、この同居家族を入れるというのに踏み切った理由があれば教えていただきたいのと、実際に同居家族の方に払われるということがあるのかをお伺いできればと思いました。

○横浜市 見舞金のところですよ。

○中島構成員 はい。

○横浜市 大変申し訳ございません。これ、実はミスなのです。作成したときのミスで、本来お配りする前に訂正のお断りをしなければいけなかったのですが、大変申し訳ございません。この今、使っているリーフレットがなくなれば、直したものをお配りしたいと思っています。実際には、もちろん被害に遭われた方の御家族が同居していない場合もございますので、同居していなくても、関係性によって支払いはもちろんできます。申し訳ございませんでした。

○中島構成員 いえいえ。同居していなくても、家族に支払うというのはあまりないので、それでは、家族には支払っているということですか。

○横浜市 はい。ごめんなさい。見舞金に関しては御遺族ですし、重傷病見舞金と性犯罪

被害見舞金に関しては、基本的には御本人様です。ただ、例えば御本人様が未成年の小さいお子様であったり、本当に重傷病で入院して、なかなか御自分で申請ができなかったり、申請書を書くことも困難だといった場合には、御家族から申請していただくことも可能だというふうに決めております。

○中島構成員 わかりました。御家族に対して、何か精神的なケアとして支払われるという事は……。

○横浜市 ではないです。

○中島構成員 ないということですね。

○横浜市 申し訳ございません。

○中島構成員 わかりました。

○飛鳥井議長 では、中曽根構成員。

○中曽根構成員 ほんとうにいろいろ話をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

横浜市にお聞きしたいんですけど、先ほどの御説明の中では、支援対象外の性暴力の方とか、いわゆる被害届が出ていない方とかの支援と、それから財産犯の方の支援をしますというふうなことをおっしゃっておられますが、それはどの程度までなのか。電話相談の範囲なのか、それとも裁判に付き添うとか、そういうところもやっておられるかということ。

それから、三重県のほうは、県の条例で見舞金が60万円も出ているとのことで、すばらしいと思うのですが、そうすると今度各市町村に特化した条例ができていて、そこでも見舞金があるとしますと、被害に遭われた方は、両方を見舞金をいただくことができるのかというあたりをお聞かせ願いたいんですが。

○横浜市 では、先にお答えさせていただきます。横浜市のほうからです。

基本的には、リーフレットにございます見舞金ですとか日常生活支援費用の助成とかこういう金銭給付ではない、カウンセリングや法律相談等の支援に関しては、特に制限がございません。性被害で被害届を出されていない方、財産犯の被害の方等であれば、電話相談はもちろんですが、面接相談とかカウンセリングですとか法律相談も利用していただくことになっております。

なぜ財産犯罪を入れたかというのは、実際に私は今相談室にいて8年目なのですけれども、思った以上に財産犯罪の被害者の方、特に特殊詐欺の被害者の方の御相談がございません。もちろん自治体の窓口ですから、お金を取り戻すといったことはできないのですが、例えば被害に遭ったことを御家族にも言えなくて悩んでいるとか、御家族の方から御相談があって、御本人さんが本当にそれによって鬱状態になってしまっていて、場合によっては死にたいというようなことを言っているんだけど、どうしたらいいんだろうかといった場合にこちらに御相談いただいて、カウンセリングですとか精神科の医療機関の御紹介といったことにつなげるという事案が少なからずあったものですから、こういった形で明記し

たほうがよろしいだろうということで、このようにさせていただいております。

○三重県 県で見舞金を創設しました後に、市町で続々と特化した条例制定に向けた動きがございます。人口が最も多い四日市市が市条例を県内第1号で制定いたしまして、支援事業も県の見舞金に準ずるような形で、支援金として遺族支援金が30万円、重傷病支援金が10万円、その他、転居費用等のサービスを作っていただきました。これは、いずれも三重県の見舞金と重複して受給していただけるようになります。

県条例の理念では、県内どの支援機関に支援を求めても等しい支援、必要な支援を提供することですが、住んでいる市町によって差ができるんじゃないかという御意見も確かにございます。ただ、三重県民であれば、最低限県の見舞金を受給していただけることとなります。

ただ、それぞれの支援を受けられるに当たって、ほとんどの証明書類が重複してございますので、そこは市町と連携しながら、三重県に提出した書類が、市にあっては写しでもいい等、少しでも申請者の方の負担を軽減するように連携しながら対応しているところでございます。

○中曽根構成員 ありがとうございます。

あと、危険運転致死傷罪、それから自動車運転過失死傷罪とあると思いますが、このあたりの被害者の方とか御遺族に関しての見舞金はどうなんでしょうか。横浜市も、両方お聞かせ願いたいです。

○三重県

三重県では、故意犯罪の被害者を対象に見舞金を給付いたしますが、交通事故に關しましては、危険運転致死傷罪も対象でございます。ただ、自動車過失運転致死傷罪はその罪名のとおり「過失」でございますので給付対象外です。

こちらの申請対象の基準としましては、警察署において危険運転致死傷罪で事件送致した段階をもって対象犯罪としております。制度設計によっては、起訴時の方がいいのではないかという意見もございましたが、起訴になりますと発生から相当な期間を要しますので、速やかな給付のために、警察署での危険運転致死傷罪の事件送致をもって対象犯罪としております。これにつきましては、警察本部の県下交通課長会議で、その旨を御説明させていただいております。

○横浜市 横浜市のほうも、見舞金に関しては危険運転致死傷罪は当然対象にはなるのですが、過失犯罪は残念ながら対象にはなってございません。ただ、見舞金以外の日常生活支援費用の助成に關しましては過失犯罪も対象にするということですので、ヘルパー派遣ですとか一時保育利用といった利用があった場合の費用助成は、交通犯罪の方でも対象としてございます。

○中曽根構成員 ありがとうございます。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

それでは、正木構成員、どうぞ。

○正木構成員 大変すばらしいお話をどうもありがとうございました。やはり特化した条例制定によって被害者支援が大きく前進するということをお話を聞いて実感させていただいたところです。

そこでまず1点、三重県についての質問です。三重県では非常に迅速に条例が制定できたということなんですけれども、三重県内にいろいろ地方公共団体がございまして、その地方公共団体に対して、県で条例をつくったので、あとはどういうふうにしていくかということについて、県のほうからどんな働き掛けをしているのか。その点の状況についてお話しいただきたいなと思います。

それから、横浜市と三重県についてです。どちらも本当に迅速に条例が制定できたと思うんですけれども、条例制定過程において、こんな支援があればもっと早く条例が制定できたのに、こんな支援があったらよかったのにと感じていらっしゃるがあれば、教えていただければと思います。

○三重県 まず1点目の市町への条例制定についての働きかけでございます。三重県犯罪被害者等支援条例は、先ほど御説明させていただいたように、県がそういった状況から急速制定に至ったということで、反省点の中に、市町を置き去りにしてしまったというところが正直ございます。

暴力団排除条例等は、県条例と市条例が全て足並みをそろえて一斉に制定した形をとっており、本来犯罪被害者等支援条例もそうすべきであったのかもしれませんが、本県の場合は、県が突出して制定してしまったというところで、現在、市町の理解を求めているところでございます。先ほど申しました県と市町のトップが一堂に会し、連携協働協議会においても働きかけをする中、県条例制定のきっかけとなりました御遺族の方と有識者の方が、現在各市町全て訪問されておられまして、各市町のトップと面談され、条例制定を働きかけておられます。

県の立場で、市町に条例を作るよう強制することは現実的にはできませんけれども、条例を制定していただくようお願いしていることと、また、条例制定も大事ですが、被害者の方やその御家族、御遺族が窓口に行かれたときに、しっかりとした支援体制を整えていただくことをまず最優先に、実質的な支援ができるような体制の整備を現在主として働きかけております。条例制定は、正直申し上げまして各市町の皆様の御理解と認識にお任せしているところでございますが、県としましては、引き続き市町の条例制定に向けての支援を続けさせてもらう予定でおります。

もう1点がこういう支援があったらということでしたが、懇話会も、有識者の方が御参加いただきまして、非常に有意義な御意見もいただきまして、十分支援していただいたと思っております。

○横浜市 横浜市も必要なプロセスを踏んで制定に至ったと思っておりますので、なかなか難しいところではございますけれども、条例そのものというよりは、条例に基づく支援をどういうふうにしていくかという段階においては、先行するほかの政令市等を参考

にしたわけでございます。

ただ、そのときにやはり各政令市で行っている支援制度は、ある程度ばらつきがあったり、そもそも行っているところが少ないという中で、横浜市が何をするのかということを検討するには多少時間がかかったかなと思います。欲を言いますと、もっと条例とそれに伴う支援制度を実施する自治体が増えてくれば、そういった他市を参考にするとか、それからある程度でき上がった段階で、スタンダードなモデルとして、こういったものが最低限必要だというようなものを、例えばですけれども国がお示しいただくといったことがあると、検討は早く進むのかなというふうには感じております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

お二方への質問はまだまだ尽きないと思いますが、時間が大分押しておりますので、あとお一人だけ。武構成員、お願いします。

○武構成員 お話ありがとうございました。大阪にも持ち帰って、頑張ってもらおうと改めて思いました。

1つお聞きしたいのは、神奈川県にも三重県にも早期援助団体があると思うんですね。今はもう全国にあると思うんですが、早期援助団体であれば、事件直後から警察やいろいろなところから情報をしっかりもらえるとします。でも、県とか市になると、例えば被害者からので、警察にこれは確認したほうがいいだろうとか、裁判所に確認したほうがいいだろうということが出てきたときに、情報ってもらえるものなのか。それとも苦労されているのか、困っているのか。そこをお聞きしたいと思いました。

○横浜市 いろいろなところで、よくそういった御質問はお聞きします。個人情報はどうするのかという点ですが、基本的には、御相談がありました被害者等の方の同意をいただければやりとりは可能だと思っておりますし、神奈川県警察、サポートステーション、支援センターさんと私どもでやりとりするときに、そういったことで困ったことはございません。

見舞金に関しては被害届の受理が条件だということですので、それは先ほど申し上げたように、県警察被害者支援室にお問い合わせをするのですが、この条例に基づく支援が始まる前から、サポートステーションで把握した事案で、横浜市の支援が入ったほうがいいだろうという御判断があると、必ずそちらからこちらにまず御一報いただきます。早い場合には事件の次の日に入ります。こういった案件があるのだけれど、横浜市が多分最初から入ったほうがいいと思うので、できますかというお問い合わせをいただきます。

その段階では個人情報はいただけなくて、概要だけ伺って、多分こういったことができると思いますとお答えする。それに基づいて、サポートステーションの方が被害者の方に、横浜市がこういう支援ができると思うのですが、どうしますか、構いませんかと言う。県警察ではきちんと書面で同意書をいただいているようなのですが、そこで同意をいただくと、それに基づいて、またもう一度こちらに御連絡があって、新しく個人情報をいただいで、例えば一緒に面談する場を設定させていただくといった形で取り組んでおりました。

特に困ったなと思ったことはございません。

○武構成員 それに関してなんですけれども、それは条例ができたからですか。それともできる前ですか。

○横浜市 いえ、条例ができる前からできておりました。

○武構成員 ありがとうございます。

○三重県 三重県に関しましても、先ほど横浜市がおっしゃったように、電話の場合は口頭での同意や、面接の場合は書面での同意をいただいて、警察へ確認させていただくことで問題ないかと思います。

また、見舞金申請につきましても、事件によっては警察署で盗難等被害証明書が発行されない罪名であったり、精神療養見舞金にあつては、特定の罪種となっておりますが、証明書には罪名が記載されませんので、給付要件を満たすかどうかの照会を文書で各警察署に行っております。これにつきましては、条例施行、見舞金創設と同時に三重県警察本部が、自治体から被害者支援に関して文書照会があった場合は御回答いただく対応をさせていただいています。

○武構成員 それは条例ができたからですか。

○三重県 三重県警では、三重県で見舞金が始まったので、今後照会を受ける機会が増えるだろうということを見越し、また、三重県に限らず他県からも照会があるかもしれないということで、条例施行、見舞金創設と同時に自治体からの照会に対する対応をしていただけのこととなりました。

○武構成員 ありがとうございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは次に移りたいと思います。次の警察庁に対する質問ですが、中曽根構成員から、警察庁への質問をよろしく願いいたします。

○中曽根構成員 ほんとうに、今、横浜市と三重県のお話を聞きまして、やはり特化した条例というのは大変必要であると思います。先ほど御説明いただきましたが、都道府県の特化した条例というのは多分今度19か、今年度20ぐらいのところだと思うんですけれども警察庁として、県が特化条例を作るに当たって、どのように今後また働き掛けていこうというお考えがあるのかをお聞きしたいと思っております。

○飛鳥井議長 警察庁、お願いします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。先ほどの警察庁からの発表にもございましたように、第3次基本計画から、施策として条例の制定について盛り込まれております。

これまで警察庁としましては、犯罪被害者等に関する条例の制定及び計画指針の策定状況について情報提供を行っております。また、毎月発行しております犯罪被害者等施策情報メールマガジンにおいて、新たに制定された条例を取り上げて、その条例に基づく主な支援の施策等を紹介したり、あるいは地方公共団体の担当者の方を集めた会議において、



条例を制定している自治体の職員の方から、条例制定の契機ですとか、条例の内容、条例制定の効果等について発表してもらおうなど、地方公共団体に対する情報提供に努めております。先ほどの発表でお示しもさせていただきましたとおり、条例の制定件数は着実に増加しておりますことから、引き続き適切に情報提供を行ってまいりたいと考えております。

今、私が条例と申し上げましたのは、犯罪被害者等に関する条例ということで、いわゆる特化条例と言われるものとそうでないものと区別しない形でこれまでやってきております。どのような形で犯罪被害者等施策を実現させるかという点につきましては、地方自治の観点から、各地域の実情に応じて、やはり各自治体において議論をして決めていくものであると理解しております。

また、現にある、いわゆる犯罪被害者等の支援に特化した条例につきましても、その内容は実に様々でございます。自治体ごとに異なっていて、条例ごとにその中身の施策の内容も様々であると認識しております。

そういった現状も踏まえて、やはり今後も地方自治の観点も踏まえつつ、いわゆる特化条例を含めた条例の制定について、先ほど申し上げたような適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○中曽根構成員 例えば安心安全条例の中に入っているので、もう特化した条例は作らなくてもいいんじゃないかという自治体も多いんじゃないかなと思うんですね。そのあたりは、強制することは確かにできないかもしれないですけども、警察庁としてはどのような形で進めていかれるのでしょうか。先ほどおっしゃったようなことかとは思いますが、

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） やはり情報提供という形にはなりませんけれども、いわゆる特化条例を制定して、そのおかげで施策が進んだ。例えば横浜市のように相談件数が増えた。あるいは三重県のように見舞金制度を創設したといった事例について、適切に情報提供してまいりたいと考えております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

続いて、警察庁に太田構成員からの御質問がありますので、お願いいたします。

○太田構成員 今日、三重県と横浜市の職員の方からも、新しくできました見舞金とか貸付制度の実績を御紹介いただきましたけれども、全国の中には、かなり犯罪件数があるようなところでも、あまり見舞金や経済的支援の実績が上がっていないようなところもあるようです。行く行くは全国の状況をきちんと把握する必要があるかなというふうには思っておりますけれども、今現在お持ちの情報で結構ですので、そういった見舞金ないしは支援金、貸付等の実績が、ある程度どういう状況にあるかということを経つか御紹介いただければと思います。

それから、事前に質問していない事項で、厚生労働省に質問ですけど、もし回答が今日で難しければ、また2巡目のところで結構でございます。この公認心理師の指定大学院等のカリキュラムの中で、司法とか犯罪の領域が含まれていると思うのですが、実

際にどれぐらい被害者のことを勉強してこられるのか。それから、試験の中で被害者の問題が出ているのかどうかです。試験問題に出れば、受験生にも非常に一生懸命勉強してくださるようにも思うんですけども、そういった被害者支援ないしは被害者に関する教育というのが、どのようなものなのか。可能であれば、お答えいただければなと思います。

○飛鳥井議長 それでは、まず警察庁から。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。

まず見舞金の支給実績でございます。都道府県で言いますと、先ほどの三重県のほかに見舞金制度を導入しているところとして岐阜県がございます。岐阜県の見舞金制度は、犯罪被害により親等を亡くした遺児の方に年1回激励金という形で支給しているというものではございますけれども、こちらにつきましては、平成20年4月1日の施行以来、平成30年12月1日までの間に39件支給しています。その累計額としましては、約79万円というデータを把握しております。激励金という形ですので、1件当たりの金額が比較的小さいのかなと考えております。

政令市で見舞金制度を導入済みの市のうち愛知県名古屋市につきましては、平成30年7月1日から平成30年12月1日まで、数か月でございますが、その間の支給実績としましては5件、金額としては合計で約50万円ということで、把握しております。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。厚生労働省への質問は、後ほど他府省庁への質問ということで、まとめてお答えいただきます。まず警察庁への質問をまとめたいと思います。

続きまして、伊藤構成員から警察庁への質問がございますので、よろしく申し上げます。

○伊藤構成員 すみません。先ほどの中曽根構成員の質問と重なるのですが、安全安心まちづくり条例というのがあるので、被害者条例、特化した条例は必要ないのではないかと考えている自治体があると耳にしております。

先ほどの御説明では、適切な情報提供をしているということでしたけれども、もっと何か根本的なことです。これはある研究者の方が言うておられますが、まちづくり条例というのは被害者を生まないための条例であって、被害者に特化した条例というのは、不幸にして被害者が出てしまった場合にどういうふうに支援していくかというのを定めた条例なので、根本的に違うと。だから別物なのだという意識づけをしていただけると有難いと思います。

確かにおっしゃるように、地方自治を重んじるとなると、その辺のことも指示できないのかと思いますが、この被害者に特化した条例が及ぼす影響の大きさを思うと、何かしら第4次基本計画の中に条例の推進ということを入れていただくことはできないのかと考えております。

○飛鳥井議長 では、コメントをお願いします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 繰り返しになりまして恐縮でございますけれども、特化条例も含めた条例の制定状況及び条例制定によってこういった効果が

あったといったことについては、警察庁としましても適切に情報提供してまいりたいと考えております。繰り返しになりますが、私どもは毎年1回全国の自治体の方を集めた会議等も開催しておりますので、そういった場も活用しながら努めてまいりたいと考えております。

○飛鳥井議長 それから正木構成員から警察庁への御質問が出されていますけれども、お願いします。

○正木構成員 皆さんと重複する部分があるんですけども、やはり特化条例というのは今のお話にもありますように、非常に被害者支援が前進する条例だと考えています。この条例なんですけれども、日弁連としても、この特化条例の制定について推進しております。各単位会において、委員がそれぞれ地方公共団体に働きかけて条例の推進をしているんですけども、やはり理解のある県は、条例の推進が進んでいる地方公共団体、これに反し、あまり条例の推進が進まない地方公共団体が結構あるように見受けられるんです。その点について警察庁で把握されているのかということと、こんなふうに、理解ある都道府県とあまり理解のない都道府県について、こういう差がついている原因をどのように考えておられるのか。その辺の原因を探ることによって、推進に向けて働きかけの仕方があるのではないかと考えているところなんです。そこで、この点について、警察庁でどのようにお考えになっているか。特化した条例が進んでいないところについて、どのように推進していこうと考えておられるのか、教えていただきたいと思えます。

○飛鳥井議長 警察庁から回答をお願いします。

○警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) まず条例の制定状況につきましては、毎年1回調査をしております。その結果につきましては、当庁のウェブサイト及び犯罪被害者白書等で公表させていただいております。

それから、各地で条例がある、なし、どんな条例かという、もちろんいろいろな違いがあるということは認識しておりますけれども、やはり各地方自治体の実情あるいは議論状況等によって異なるものだと認識しております。その原因等につきまして、警察庁から一概にお答えするのは非常に難しいという状況でございます。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

それから、中島構成員からは、警察庁、文科省、厚労省にそれぞれ御質問をいただいておりますが、まず警察庁の部分についてお願いします。

○中島構成員 時間が押していて申し訳ないです。4点あるのですが、意見込みなので、お答えのほうは答えられる部分でお願いします。

まず1点目、資料1ですが、総合的対応窓口の周知は非常に重要で、このように警察庁が総括して広報していただけるのは大変すばらしいと思っています。ただ、うちの学生を見ても、また自分自身を見ても、近年ポスターではなく、やはり基本、皆さんスマホで、ネットを通してこういった情報を検索するというのが通例であるかと思われまます。そこで、ネットを通してこういったものを検索できるようなシステム、例えば、犯罪被害者用のア

プリといったことまでお考えいただいているのでしょうか。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） この総合的対応窓口の存在自体の認知度はまだまだ低いということは認識しております。かつ広報啓発の重要性についても認識しているところです。御質問にありましたアプリの製作というような具体的な企画はございませんが、SNSやインターネットも含めて、どのようにして周知広報を図るかということにつきましては課題であると認識しております。今後も精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

○中島構成員 ぜひそれはしていただくと、今の状況からするとよいのではないかと思います。

2点目ですが、今日横浜市、三重県とすばらしい支援室の取り組みを聞かせていただいたのですが、先ほど警察庁で、都道府県に出向いて担当者にお話をしているというようなことがありました。例えば、全国一斉には無理でも、ブロックとか都道府県あるいは市町村の担当者が集まって、こういった取組を学ぶような研修会などの形での活動の促進などは実施されているのか、あるいは考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 私どもにおきましては、総合的推進事業として、毎年複数の自治体と警察庁の共催、費用については警察庁が持たせていただくという形で、先進的取組を支援する事業あるいは研修事業というものを実施しております。

そういった形で、毎年、複数の自治体で、市町の職員ですとか民間の方、学校のスクールカウンセラーといった方を対象にした研修を実施しており、広く全国で担当職員の資質の向上を図るための研修を実施しております。今後もしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○中島構成員 ありがとうございます。ぜひそれは推進いただけたらと思います。

3点目は、見舞金に関することです。簡単なほうから言うと、先ほど市町村と県の見舞金の話が出ましたが、見舞金の支給と犯給の支給については、例えば見舞金が先にします。その後、犯給の減額対象になるということはないのでしょうか。教えていただければと思います。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 見舞金の受給については、犯給金の支給の際の調整の対象とはなっていないというところだと思います。

○中島構成員 であれば、ますます見舞金のほうは普及していただけると良いと思います。

この見舞金の運用について、先ほどお話がありました。去年の夏の某地域の新聞で、その地域において、せっかく制度があるのにほとんど利用者がいないという問題が記事に取り上げられていました。使いにくいなど様々な要因がおそらくあるだろうと思われ。警察庁として、運用状況の把握と課題についての調査分析や、その結果を都道府県等にフ

ードバックすることを御検討いただいているのでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 見舞金の運用状況、支給の実績については、各自治体の申告ベースではございますけれども、当庁としては把握させていただいているところです。ただ、その支給額の多寡については、これまでのところ分析等は行っていないところでございます。

○中島構成員 もちろん各地域ですることとは思いますが、このように広がっている段階であれば警察庁もサポートいただいて、そういった分析、普及に努めていただけるとよいのではと思います。

私のほうは以上です。

○飛鳥井議長 ほかに警察庁への御質問はよろしいでしょうか。

○加藤構成員 2つ質問があります。

1つは、警察庁の資料1-1のところですか。警察の方が鋭意努力していただいて広報に努めようということで、ポスターとリーフレットをたくさんつくられるわけですが、このリーフレット20万部というのは、どういう配分を考えておられるのかなということですか。全国の都道府県で大体1県当たりで割ると4,000弱ぐらいですよ。なおかつ例えばコンビニあたりだと、全国で5万軒以上ある。各役所とか公共施設にお配りになられる。当然結構だと思うんですけども、私は、個人的には生活の場のほうがもっとお客様に触れやすいと思っているので、強制的にコンビニぐらいに配るとかいうことになっていくと、全然数が足りないのではないかなと思っています。経費の問題もあると思うんですけども、どこを優先して情報を拡散されるのかというのが1つ聞きたいということです。

もう一つは、各県各市に条例策定を推進していくに当たって、各支援委員の研修とかいうことをお聞きしたんですけども、首長の研修というのがないのかなと思っています。やっぱり県知事というのは、県の一番権力構造の高い位置にいて、トップダウンができる立場にある。そういう県知事であるとか、あるいは市長に対しての、この条例に対しての策定あるいは施策を拡大する研修、トップ研修みたいな形というのはなされないのかなと思っています。これは、実施されたほうが何かすごく早くトップダウンが進んでいくのかなと個人的には思っています。御意見をお聞かせください。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 御質問ありがとうございます。

まず第1点目の資料1-1のポスターあるいはリーフレットの配布の状況でございます。基本的には警察庁から都道府県等の自治体、それから各県警にある程度まとまった数をお渡しして、そこから先は、各地域で一番一般の方の目にとまるような箇所に配布をお願いするという形をとっております。例えば、こういうところにお配りくださいということはこちらが御案内しているところとしましては、御指摘のあったコンビニ、鉄道の駅等多くの住民が利用する施設での掲示・設置、あるいは図書館とか公民館、あるいは街頭で配布するといったことも例としてお願いしているところでございます。

もちろん配布させていただいている枚数に限りがあるところでございますけれども、紙

のものとあわせて、このデータをPDFにしたものも各自治体と各県警に送付させていただいております。適宜それを印刷するなどして、あわせて活用してくださいというお願いもしているところがございます。

続きまして、各地方公共団体の首長の方ということでございます。現時点でまだ研修等の具体的な計画等はありませんが、警察庁と地方自治体で共催という形で広報イベントを、地方大会という形で複数の箇所でも毎年やっております。啓発のためのイベントについては、大体知事の方に御挨拶という形で御臨席賜っております。その際に、例えば御遺族の基調講演ですとか、あるいは有識者の方のパネルディスカッション等もお聞きいただいていると認識しております。そういったことも地方自治体における施策の推進に役立てばいいなと考えているところがございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは警察庁以外の他の関係府省庁への御意見、御質問を承りたいと思います。

まず太田構成員から、先ほど公認心理師を対象にした被害者支援の啓発教育が現在どのように行われているか。あるいは今後どのようなことを考えておられるかということで、厚労省からお答えいただけますか。

○厚生労働省政策統括官室室長補佐 先ほどの太田構成員から御質問いただいた件です。公認心理師の大学のカリキュラムについてですが、その中に司法犯罪心理学というものがございます。その中の一つとして、犯罪被害についての基本的知識というものを明記しております。また、試験出題基準というものがございますけれども、そちらの中にも犯罪被害者支援ということを盛り込んでおります。そういった観点から記載があるということで御回答させていただきます。

○太田構成員 実際、何時間ぐらい勉強されてくるのでしょうか。項目としてあっても、5分ぐらいで終わってしまうような項目もあり得るので、そういった実績を調べることは非常に難しいかと思っておりますけれども、もう少し被害者についての実際に学習する時間が長くなるといいなと考えております。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

時間が大分押していますので、なるべくコンパクトにお願いします。

○中島構成員 厚生労働省への質問は、神戸の兎相の子供を追い返してしまったという事件に関係することです。成人であったとしても、関連する被害者支援団体との連携が必要だと思っておりますので、こういった被害者支援関係との連携について、厚労省で取り組んでおられることがあれば御教示いただければと思います。

○厚生労働省政策統括官室室長補佐 厚生労働省では、前回のこちらの会議のときにちょっと御紹介させていただきましたけれども、全ての市において、生活困窮者支援制度という制度の相談窓口というものを設置していただくという取組をしております。そこでは断らない支援ということで、縦割りではなくて、お困りの方、事象の容認を問わず伴走型で支援していくというものを理念に掲げております。

そこが総合的な相談をまず受けるということなのですが、より特化した専門的な相談支援をしていただくほうが御本人にとってもよろしいかと思っておりますので、そういったところについては適宜おつなぎするというようなことを考えて進めてきております。

本日も三重県ですとか横浜市に御紹介いただきましたけれども、そういった相談をより精力的にやられている窓口についておつなぎしていくということは十分考えられると思っております。今後も、縦割りではなくて、関係機関の連携というものを一層進めていくということは重要だと思っております。本日いただいた意見のようなものもしっかり対応していきたいと考えております。

○飛鳥井議長 では、文科省への御意見等をお願いいたします。

○中島構成員 文科省は、毎回、基本計画のたびに私がこれをお願いしているような気がします。総合的対応窓口の周知に当たって、やはり学校教育が一番重要だと思います。先ほどの兎相のことも含めて、学校教育における被害対応、子供たちが困った場合どこに相談するのがよいというような教育について、御検討いただいているかどうかをお教えいただきたいと思っております。

○飛鳥井議長 文科省、お願いします。

○文部科学省大臣官房総務課長 御質問ありがとうございます。

今、虐待の話でいきますと、昨年の野田市の事案は、まさに厚労省と文科省、私も直接出ていましたけれども、かなり密に連携をとりながら、ただ、その後もやっぱり悲しい事件が起きているということは、本当に文科省としても、各課の漏れのない連携という、そのチェック体制もやっぱり必要かなと考えております。

これは学校でのいじめの事案もそうなんですけれども、学校だけでやはり解決できない、改善できない。あるいは、情報が十分ではないということも、多くなってきています。これはいろいろな機関のみならず、学校外のいろいろな場面と一緒に捉えながら、あと学校に入っている教員以外のカウンセラー、あるいは外部講師といったところからもいろいろ情報を、個人情報保護にも気をつけながらですけれども、連携をちゃんと本当によくしていかなきゃいけないと思っております。

犯罪被害者のこういったものを学校教育の中でどういうふうに取り入れていくかということは、学校のカリキュラムの中で、こういうことを絶対に学ぶというようなことを具体的に入れていくのは、それぞれの状況でなかなか難しいところがあるんですが、やはりいろいろな具体的な事例・事案を少しでも踏まえながら、子供たちに頭だけじゃなくてわかるようなことというのを、工夫をそれぞれ学校でやっていく必要があるかなとは思っています。

都道府県教育委員会あるいは市町村教育委員会の担当の方に対する研修会、あるいはいろいろな説明会の場とかありますので、そういうところで周知をしていくことはやはり必要かなというふうには考えます。

○中島構成員 ぜひ窓口だけでもお子さんたちにお伝えいただければと思います。

○文部科学省大臣官房総務課長 ありがとうございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

すみません。まだたくさん関係府省庁への御質問があるかと思いますが、大分時間が押しておりまして、もう一つ給付制度の運用状況も非常に重要なことで、御議論いただかなければなりませんので、その他の御意見、御質問については、事務局宛てにまた書面で御提出をお願いいたします。いただいた御意見につきましては構成員全体で共有したいと思います。今後は皆様から頂戴いたしました御意見等を踏まえまして、事務局や関係府省庁において、新たな基本計画に盛り込むべき具体的施策等について検討し、改めて計画案文としてお示ししたいと思います。

それでは、最後に本日お越しいただきました横浜市職員、三重県職員の方、お忙しいところ、本当にありがとうございました。なかなか聞くことのできないお話を改めてお伺いできて、大変参考になりましたので、この会議の構成員を代表いたしまして、お礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして犯罪被害給付制度の運用状況について、検討したいと思います。犯罪被害給付制度の運用状況についても、主に関わりを有する警察庁から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 警察庁の犯罪被害者支援室の堂前と申します。それでは、私から、資料5-1、5-2とパンフレットに基づきまして、御説明申し上げたいと思います。

犯罪被害給付制度の運用状況についてでございます。これは御案内のように、通り魔殺人等の故意の犯罪行為によって不慮の死を遂げられた被害者の御遺族、また、身体に障害を負わされた犯罪被害者等の方々に対しまして、社会の連帯共助の精神に基づいて、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的な影響の緩和を図ろうとする制度でございます。制度の概要については、パンフレットを御参照いただければと思います。

この制度につきましては、第1次犯罪被害者等基本計画を受けて開催されました経済的支援に関する検討会、また、第2次犯罪被害者等基本計画を受けて開催されました犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会におきまして、犯罪被害者等に対する経済的支援の制度の拡充という観点から、その在り方について議論がなされてまいりました。

しかしながら、前述の検討会等では議論の決着を見なかった論点もございましたことから、犯罪被害者団体の方々の御要望等を受けまして、第3次犯罪被害者等基本計画におきまして、犯罪被害給付制度に関する4項目について、実態調査や他の公的給付制度に関する調査について1年をめぐりに行い、これらを踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施することが盛り込まれたことを踏まえまして、平成28年度の1年間をかけまして警察庁において実態調査を行い、また、その調査結果を踏まえた検討ということで、川出構



会員にも御参加いただいた上で有識者検討会を開催して、平成29年7月に提言を取りまとめさせていただきました。その提言を踏まえまして、警察庁におきまして、御案内のように政令と施行規則の一部改正をいたしまして、一昨年、平成30年4月1日から施行されているものでございます。

時間の関係もございますので、本当にざっと御案内申し上げたいと思っております。項目については4つございます。

1つ目の重傷病給付金の支給対象期間等の在り方につきましては、旧制度におきまして、治療費相当額等を支給する重傷病給付金の支給対象期間が1年、上限額が120万とされておりましたところ、これらの制限を撤廃することについて検討したものでございます。警察庁におきまして調査を実施いたしました結果を踏まえまして、支給期間を1年から3年に拡大する一方、上限額の120万円につきましてはそのままとすることが提言されましたので、これを内容とする改正が行われたというものでございます。平成30年度の適用状況は、まだ申請自体がなされている状況ではございませんということでございます。

2点目の犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方についてでございます。これは、旧制度下におきましては、被害者の方が一旦治療費の支払いを行った上で、事後的に支払った額に相当する額を重傷病給付金として支給することとなっておりますところ、犯罪被害者の方が病院で治療費を支払うことなく治療を受けられる仕組み、いわゆる現物給付の導入ができないかというお話を受けまして、検討させていただいたところでございます。

検討いたしました結果、提言では現物給付の導入というのが困難であろうとされました。ただ、犯罪被害者の方の治療費の負担を軽減するための方策といたしましては、現行制度におきましても仮給付金を支給できる仕組みがございますので、これをより柔軟に使えるように上限額の制限を緩めること等について提言されました。その結果、仮給付金の上限につきまして当該制限を撤廃して、仮給付決定時点における全額を支給することが可能となったというものでございます。平成30年度におきましては、3件の事案について仮給付決定時点における全額を仮給付させていただいております。

3点目の若年者の給付金の在り方についてでございます。これは、幼い子がいる若年の犯罪被害者に係る遺族給付金の増額についての検討でございます。これにつきまして調査した結果は、例えば旧制度では、被害者の方が立ち直って自立するまでの期間として10年を想定して、犯給金の額を算定させていただいたところでございますけれども、8歳未満のお子様がいらっしゃる場合、これは10年支給しても、なお18歳まで数年達していないということになります。そういったことを踏まえまして、遺児がおられる場合については、その犯罪発生時の年齢を問わず、少なくとも18歳になるまでの分を支給することとされたものでございます。平成30年度におきましては、2件の事案が本改正の適用を受けているということでございます。

4点目、最後でございます。親族間犯罪被害に係る給付金の在り方についてでございます。もともと親族間犯罪につきましても不支給を原則としつつ、いわゆるDV規制法等に

基づく保護命令が発せられていた場合等には、全額支給するのも可能とされていたところ、その在り方を見直すことについて検討したというものでございます。

その結果を踏まえまして当庁において検討した結果を踏まえまして、親族関係が事実上破綻している場合には全額を支給するというところ、また、18歳未満の方が受給者となる場合には支給の特例を設けること等が提言されましたので、これらを内容とする改正が行われたというものでございます。平成30年度においては、本改正の適用を受ける事案の裁定はございませんでした。

以上を内容とする改正が行われたところでございますけれども、犯罪被害給付制度に寄せられる様々な御意見などを踏まえつつ、引き続きその適切な運用に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

続きまして、資料5-2でございます。犯罪被害給付制度の運用状況についてでございます。ここでは、裁定の件数と裁定の期間につきまして、第2次基本計画の期間中と第3次基本計画の期間中を比較した2つのグラフを記載させていただいておるところでございます。刑法犯認知件数の減少や収容者数の減少等の犯罪情勢の変化を受けまして、第2次基本計画の期間中と第3次基本計画の期間中を比較いたしますと、申請件数、裁定件数、裁定額のいずれもおおむね減少傾向となっておりますところでございます。

また、裁定期間については、事案によっては早期の裁定が困難なものもございますほか、犯給金を支給するには、調査等のためにある程度の期間が必要となりますけれども、平均裁定期間を見ますと6.8か月から6.6か月へと短縮するなど、裁定の迅速化に取り組んでいるところでございます。第3次基本計画におきましても、犯罪被害給付制度の運用改善が掲げられていることも踏まえまして、引き続き早期の犯給金の支給に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました犯罪被害給付制度の運用状況に関する取組に対する御質問や御意見、あるいは現行施策の問題点や改善点等について、幅広く御検討をお願いできればと思います。

まず、事前にこれに関しまして伊藤構成員から警察庁に対する御質問がありましたので、伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 御説明ありがとうございます。こういう実態調査をやっておられるということで、とても参考になりました。

親族間犯罪被害についてお尋ねしたいと思います。親族間犯罪が増えているように感じますが、実際こういう給付金支給に関して、該当すると思われる方に個別に案内はしているようなことはあるのかという点。もう一つは、これに関して、ここに親族関係が事実上破綻している場合と書いてありますけれども、どの時点で、どこがそういった判断を行うのかということについて、お尋ねしたいと思います。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 御質問ありがとうございます。

親族間犯罪に係る給付金の関係についてでございます。まず、全体的な話といたしまして、基本的に都道府県警察の担当者が、適切な時期に被害者の手引ですとかパンフレットを手渡すなどして、制度の教示を行っているというものでございます。これは親族間犯罪についても同様でございますけれども、例えばもっと具体的に申し上げますと、遺族給付金ということでございますれば、やはり事件の直後については、肉親の方を失ったということでのショックが大きい。また、動揺もございますでしょう。そういったことを考慮いたしまして、おおむね四十九日法要のタイミングのあたりを見ながら教示を行う。要するに、御遺族の方の心情に応じて、機械的に発生してすぐということではなくて、冷静にお話をお伺いできるような時期を配慮しながら説明しているというものでございます。

2点目の事実上破綻という判断についてでございます。まず、事実上破綻の判断の時期なんですけれども、これは犯罪行為が行われた時において親族関係が事実上破綻していたかどうかということについて判断することになるんですけれども、この判断については、都道府県公安委員会が裁定を行うに当たりまして必要となる資料、これは関係者の供述ですとか生活実態等ですが、これらを踏まえまして都道府県公安委員会が判断をすることとなるというものでございます。

○伊藤構成員 今の最初の質問なんですけれども、そうすると普通の親族間犯罪じゃない場合と同じということですか。県警がパンフレット等に基づいて案内しているというのは、ほかの犯罪の場合と全く同じということですよ。特にこの親族間犯罪ということでは非常に難しいケースが多いと思うんですけれども、果たしてこれは事実上破綻とみなせるかどうかというのは、なかなかそこで判断するのは難しい中で、もし案内をしているのであれば、どんな形でと思ったんですけれど。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 まさに伊藤構成員がおっしゃられるように、事案の内容によって、親族関係についてどうか。要するに親族間犯罪ということで、犯給金が支給になるのかどうかという判断もございます。事情によってはですね。そういった意味で、機械的ではなくて、事情に応じながらと申し上げたのはまさにその点でございます。逆に、もし支給にならないものであったとすると、説明すること自体が二次的被害になる可能性もあろうかと思えます。そういった実態も踏まえながら、必要な時期に行っているというふうに御理解いただければと。

○伊藤構成員 今のところ、現場の判断ということでしょう。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 一律に決められるものではないと思います。

○伊藤構成員 わかりました。ありがとうございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それから警察庁に正木構成員から御質問があった、5-2の資料のグラフの見方ということなんだと思いますが、お願いします。

○正木構成員 この犯罪被害給付制度の金額とか申請件数が、特に第2次基本計画期間中に比べて第3次基本計画期間中が減少しているんですね。そこでお尋ねしたいんですけども、平成23年から同30年の犯給法の対象犯罪事件数に対する申請割合が、どのようになっているのか。確かに申請は期間がありますので、なかなか何割というのは正確には出ないと思いますけれども、大ざっぱなところを教えてくださいなと思います。

それから、減少傾向にある原因をどのように考えておられるのかということと、平成30年に特に裁定件数が大きく減少しておりますけれども、この点について何か原因があるのか。まずこれについてお答えいただきたいと思います。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 御質問ありがとうございます。

申請の割合ということでございますけれども、実は刑法犯の統計につきましては暦年でやっております、犯給金については年度で計上しておりますので、一概に比較できないということと、もう一つは、刑法犯の統計について罪種別ということでございまして、要するに遺族給付金ということで申し上げます、殺人なのか傷害致死なのかという話も含めて、罪種別になかなか整理することが難しいということは御理解いただければと思います。そういった意味で、単純に比較することは困難かと思えます。

ただ、その上で、例えば殺人による死者数と遺族給付金の申請に係る被害者数の割合というのをそれぞれ比較させていただくと、平成23年については約50%、平成30年は約40%ということでございます。

また、減少傾向にある原因についてということでございますけれども、確かにお話しのように、刑法犯における死傷者数というのは、第2次基本計画の期間中と第3次基本計画の期間中の平均を比べると15%ほど減少しておりますし、犯給金の申請の件数を見ますと、約30%減少しているというものでございます。必ずしも連動しているというものではないかもしれませんが、一定の相関関係といえますか、そういった関係はあるのかなと認識をしておるところでございます。

申請されなかった方について、申請しなかった理由というのを私どもとして網羅的に聞いたわけではないので、その確たる理由というものは申し上げにくいところではございます。ただ、肌感覚として伺うところによると、そもそも申請することができることは聞いたんだけど申請するお気持ちにならない。それは、まず純粹にそういうお考えであったりという話もございますし、手続が煩雑、書類をつくるとか集めるのが面倒だという話なんかもあるでしょう。わざわざ御自宅から窓口まで行くのが遠いので大変といった話があるとは聞いております。そういったものを聞いたということ、又聞きでございますけれども聞いたことがあるということでございます。

以上です。

○正木構成員 どうもありがとうございました。

ちょっと私のほうで調べましたところ、犯罪白書でいきますと、人が被害者となった刑法犯は平成14年からずっと減少傾向にあるんですね。それと比較しますと、平成22年、23

年あたりは、犯罪は減少傾向にあるにも関わらず、申請件数は上がっているんですね。それに比べて、最近は申請件数が減少している。

確かに面倒くさいとかいろいろあると思うんですけども、せっかく制度があつて、この運用が非常に少ないというのは残念なことだと思いますので、今言った点も踏まえて、何が原因なのか。広報が足りないのか。警察のフォローが足りないのか。その辺を検討していただければと思っております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

追加コメントはありますか。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 おっしゃる部分も確かにそうかなと思っております。先に申しあげましたように、被害者の手引きや何かを使ったりもして、担当者の方から説明はしていただいているのですけれども、やはりわからないという話もございませうし、少なくとも県警として、また支援センターとして、継続的に支援されている方については、その後継続的に支援されていく中で、また折を見てということも申しあげましたが、そういう形での説明もさせていただくことになろうかと思っております。

また、その後継続的に支援することになっておられない方であっても、制度の周知というものはやはり図っていく必要があると思っております。例えば広報啓発、都道府県警察でも犯給金の申請や何かにつきましてはホームページにも掲載しております。そういう形で御覧いただくような機会というものをできるだけ作って行って、そういう形で知っていただいて、申請すべきと思った方には申請していただく。そういう取組は続けていきたいと考えております。

○飛鳥井議長 すみません。事前に中島構成員から被害給付制度の運用についての御質問が寄せられていました。これまでの御質問と重なる部分もありましたけれども。

○中島構成員 コメントだけさせていただいていいですか。

やはり犯罪も減っているかもしれませんが、ちょっと申請数の減り方が大きいなど。それに当たって、やはり分析していただいて、本来もらったほうがよい方たちがもらえていないということがないようにしていただいたほうが良いのではと思います。

一つの検討としては、犯罪白書を見ると親族犯罪が増えていたり、加害者の面識ありの方が増えているので、例えば除外規定の中でも、密接な関係と称されている仲、例えば職場の関係といったものについて見直す必要があるかなどの検討もあると思っておりますので、ぜひ分析をお願いしたいと思います。

○飛鳥井議長 お三方、手が挙がっています。お一人ずつお願いします。

中曽根構成員、どうぞ。

○中曽根構成員 すみません。民間の早期援助団体の取りまとめをしている全国ネットワークに寄せられた意見として、警察庁の方に4点ほどお願いいたしたいと思っております。

例えば支援を受けるのが第1順位である子ということになってくるわけなんですけれど、実際にその子が御遺族である、亡くなられた親御さんと縁故関係がもう疎遠になっていて、

例えばですけれど、亡くなられた方の兄弟が通夜とか葬儀とかいろいろなことをやりました。そういう場合でも、給付金は今疎遠になっている子のところへ行くわけですね。そのあたりが、やはり矛盾を感じるという意見がセンターから出ております。その辺、どのように警察庁としては今後お考えになるのかということもお願いしたいということ。

2点目は、仮給付金が、私、この3件というのは非常に少ない気がしております、現場で支援しています。ということは、この仮給付金というやり方、制度について、警察の担当者の方が、もちろん理解はされていると思うんですけれど、それを被害者の方に勧めようというか、この事件だったら仮給付をしたほうがいいんじゃないかというような御理解を、もうちょっと担当者の方たちにさせていただけるとありがたいなと思うこと。

それから現場の支援の中で思うことは、警察の方は、民事の動向、損害賠償の動向を見てから考えましょうというふうなことをおっしゃる例もあるかと思うんですが、加害者で資力がない、明らかにない、損害賠償の民事を起こしたとしても、なかなか加害者からもらうことはできないであろうというようなケースの場合、本当にそれを待っていると、タイミングを逃して、被害者の方が、もう請求するのはやっぱりやめようかなみたいな形になってしまうのではないかということです。その辺の配慮をお願いしたいということ。

先ほどおっしゃられたように書類が大変難しかったりしますと、そうでなくても被害者の方たちは、やはりいろいろな混乱している状況の中で、面倒なことをやるというのはなかなか大変なことだと思いますので、書類のこと等についても、簡易なやり方とかをお考えいただくとありがたいということが、ネットの各民間の援助団体のほうから意見が出ております。どうぞよろしく願いいたします。

○飛鳥井議長 4点ありましたけれども、御回答をお願いします。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 まず1点目についてでございます。やはり犯給金そのものが、法の趣旨に照らして、国の一般財源の中から法律で定める方に対してお渡しするという制度でございますので、やはり誰にお渡しするのが最も適切かということを考えながら制度が作られているというふうに御理解いただければと思います。

確かにおっしゃられるように、被害者の方をどなたがお世話しておられたか。確かに御家庭によっていろいろ御事情がおありになるんだろうというふうには思いますけれども、今申し上げましたように、国から、税金からいただいたお金をどなたに渡すのが果たして正しいのかということになったときに、第1順位遺族に対してお渡しする。第1順位遺族の並びを見ますと、これは相続の順位と同じです。ですから、そういった形で、今のところは整理をせざるを得ないのかなと思っている次第でございます。

次に4点目になります。そういった関係で手続が煩雑だというふうな話は、確かにおありになるのかなと思います。まずは戸籍や何かも含めて、被害者と第1順位遺族の方の関係を示す書類の話。要するに戸籍とか何かの話もおありでしょうし、収入を証する書類その他もろもろございます。その点については、今ほど申し上げましたように、法律に基づいて、今度はいかに適切な人に適切にお渡しをするかということを確認する上でやはり必

要になってくるかなと思っております。

戸籍については、私も本籍地が離れておりますので、申請する面倒くささについては承知しているつもりではございますけれども、手続はかかるにせよ、できるだけ迷うことなくできるように丁寧な教示に努めるように、都道府県警察に対して指導してまいりたいなと考えているところでございます。

2つ目の仮給付金の話についてでございます。仮給付金の支給を早期にという話と、少ないという話があるかと思えます。第3次基本計画におきまして、仮給付金制度の効果的な運用が掲げられたことも踏まえまして、できるだけ積極的な運用をとということで考えておるところではございます。都道府県警察でも、そういった形で意識はされていることと考えてはおります。実際のところもですね。

ただ、1つあるのは事件の内容。やっぱり事件性の擬律判断の話ですとか、また仮給付を求めのお気持ちがおありかどうかという話も含めて、ケース・バイ・ケースではあるかと思えます。もう一つは、加療中などで給付の金額が確定しない場合なんかもあるかもしれません。そういった点も含めて、少ないとはいいながら、都道府県警察においても努力して説明をいただきながら、仮給付金の積極的な運用というのを進めておりますので、今後ともそのような形で進めていきたいなというふうには考えておるところでございます。

次、3点目です。損害賠償との調整の件についてでございます。損害賠償との調整は確かに必要にはなるということでございますけれども、一応犯給金の申請とか受理はとりあえず少なくともいつでもできると言えばできる。したがって、損害賠償がなされているというお話があっても、とりあえず申請するということはまず可能かなと。一般論としての説明になりますけれども、その点は御理解いただければと思います。

ただ、お話しのように、加害者側からの損害賠償が行われておりますときに、犯給金については損害賠償との調整がどうしても必要になります。損害賠償がなされる見込みがあるかどうかということについて、推移を見守る必要があるという点については御理解を賜ればと思っております。

では、ほかにやることのできないのかと言われれば、先ほどお話のあった仮給付金。これで損害賠償や何かの様子を見ながら、仮給付金であれば早目に決定してお渡しすることができることになろうかと思えますので、その点の運用ということもあわせて、何とか解決に近づければいいのかなというふうには考えておる次第でございます。

以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

あとお二方から手が挙がったんですが、時間が既に30分以上超えておりますので、誠に申し訳ありませんが、また書面で御意見をいただいて、しかるべくまた構成員全体で共有させていただければと思います。

とても熱心な御討議ありがとうございました。それでは皆様からいただいた御意見等を踏まえまして、また今後事務局や関係府省庁におきまして、新たな基本計画に盛り込むべ

き具体的施策等について検討しまして、計画案文としてお示ししたいと思います。

時間を超過しておりますが、本日の検討事項は以上でございます。

それから前回会議で、中島構成員から文科省のほうに医学教育のことでの御質問がありましたけれども、簡潔にお答えを願いますか。

○文部科学省高等教育局医学教育課課長補佐 前回、中島構成員から御質問がありました。講じられた主な施策のところ、「犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進」のところでは。

こちらに対して、従来の「ストレス関連疾病の症候と診断を説明できる」という目標のところ、「不安症候群と心的外傷の症候、診断が説明できる」という項目を付け加えたことで、促進できるという回答をさせていただきました。これがなぜ犯罪被害者への適切な対応に資する医学教育の促進を図るという結論になったのかという質問に対する回答を、説明させていただきます。

この医学教育モデル・コア・カリキュラムというのは、平成28年度に改正されました。そこに、平成25年度に改正されましたDSMという国際的な精神疾患の診断基準におきまして、不安障害に分類されておりました心的外傷後のストレス障害の疾患の分類が、心的外傷となるようなストレスの強い出来事に遭うことが診断基準となっている疾患として再分類化されました。新たな大項目として立てられ、細分化されて明確にされました。診断基準が明確にされたという見直しがありました。

それを受けまして、平成28年度にモデル・コア・カリキュラムを改正いたしまして、学修目標を見直しているところであります。その最新の診断基準に基づいて改正された学修目標を各大学にお示ししておりますので、各大学医学部におきまして、作成されたカリキュラムを大学ごとに見直して、わかりやすく心的外傷が学修できるような教育を行っていると考えます。それによって、犯罪被害に遭われた方々への精神面に関して、適切なケアができる医師の養成を図っているということです。少しわかりにくいかもしれませんが、診断基準の見直しにより、それに基づいて、更に心的外傷が教育できるようにモデル・コア・カリキュラムを改正したということです。

○中島構成員 意味がよくわかりませんが。

○文部科学省高等教育局医学教育課課長補佐 もう一点の質問があったのですが、よろしいですか。もう一点は、遺族に対するグリーフケアの推進という要望があり、それに対して、医学教育の推進に盛り込むといった形で要望を吸い上げることができないのかという質問です。

それに対しましても、モデル・コア・カリキュラムにおいて見直しをこれから図っていくところです。モデル・コア・カリキュラムにおいて、現在、医師として求められる基本的な資質・能力の中に、「患者と家族の精神的・身体的苦痛に十分配慮できる」といった学修目標を定めております。グリーフケアを盛り込むという御意見がありましたので、今後令和4年度に新たにモデル・コア・カリキュラムを改定しますので、そこに向けて、また



検討していければと考えております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それから、前回会議において正木構成員から御発言がありました、弁護士による犯罪被害者支援への公的援助につきましては、4月の会議の際にまた法務省から御説明があるということでございます。

ということで、時間を超過しましたがけれども、これで議事を終えたいと思います。

では、最後に事務局からお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 時間が超過しまして、申し訳ございません。

今回の会議日程でございます。次回は3月19日木曜日午後2時から、本日と同じこの会議室を予定しております。次回は、前回会議において論点として取り上げることについて御了承いただきました、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援、無差別殺傷事件と被害者多数の事案発生時の犯罪被害者等支援の在り方及び被害者支援連絡協議会の活用の3つの論点について、御検討いただきたいと思います。1つ目の論点につきましては、説明者としましては内閣府、警察庁、文科省、厚労省でございます。2つ目と3つ目につきましては、警察庁を予定しております。

次回会議開催までの作業の手順でございます。今回と同じように、各論点について関係府省庁から提出していただいた取組状況や見解等を、会議の2週間前をめどに構成員の先生方に送付させていただきます。それを御覧いただきまして、各構成員の皆様におかれましては、御意見、御質問がある場合には、会議の1週間前までをめどに、事務局宛てにメールで御提出いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○飛鳥井議長 それでは、これをもちまして第30回基本計画策定・推進専門委員等会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。